

## 精神障がい者の交通運賃に関する意見書

平成26年2月、日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行される。

国連障害者権利条約第4条では「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、習慣および慣行を修正し、または廃止するための全ての適切な措置をとること」、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第1条も、「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。

しかしながら、精神障がい者は、全国的に身体障がい者や知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から除外されている状況にあり、身体・知的障がい者には適用され、精神障がい者を除外し続けることは、障害者基本法や障害者差別解消法の理念にも反している。

よって、鹿児島県阿久根市議会は、国会及び政府に対し、精神障がい者も身体・知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするとともに、交通運輸事業者に働きかけるよう強く要望し、制度の適用を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日

鹿児島県阿久根市議会